

日本年金機構理事長 殿

厚生労働省大臣官房年金管理審議官
(公 印 省 略)

年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う経過措置に関する省令の公布について (通知)

年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律(令和 2 年法律第 40 号)及び年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令(令和 3 年政令第 229 号。以下「整備等政令」という。)の施行に伴い、年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う経過措置に関する省令(令和 6 年厚生労働省令第 114 号。以下「経過措置省令」という。)が本日付けで公布され、令和 6 年 10 月 1 日から施行される。

経過措置省令の内容は下記のとおりであるので、その内容について御了知いただきたい。

なお、経過措置省令の実施に伴う事務処理の取扱いについては、「年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う加給年金の支給停止規定の見直し及び被用者保険の適用拡大に係る老齢厚生年金の支給停止に関する経過措置に係る事務の取扱いについて」(令和 4 年 3 月 29 日付け年管管発 0329 第 17 号厚生労働省年金局事業管理課長通知)で別途通知しているとおりでである。

記

1. 経過措置省令の趣旨

整備等政令による、障害者・長期加入者特例の老齢厚生年金の支給停止に関する経過措置に関する事務の実施に当たり、日本年金機構が経過措置に該当する対象者等を把握するために必要な手続を定めることとする。

2. 経過措置省令の概要

障害者・長期加入者特例の老齢厚生年金の支給停止に関する経過措置に関する事務の実施に当たり、当該経過措置の対象となる第一号厚生年金被保険者期間に基づく特別支給の老齢厚生年金の受給権者であって障害者特例や長期加入者特例に該当している者又は繰上げ支給の老齢厚生年金の受給権者は、次の①から③までの事項を記載した届書に、令和 6 年 9 月 30 日以前から引き続き同一の事業所に使用される者であることを証する書類を添えて、機構に提出しなければならないこと。

(記載事項)

- ① 受給権者の氏名、生年月日及び住所
- ② 受給権者の個人番号又は基礎年金番号

③ 老齢厚生年金の年金証書の年金コード

3. 施行期日

経過措置省令は令和6年10月1日から施行すること。

○厚生労働省令第百十四号

年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律（令和二年法律第四十号）の施行に伴い、及び年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（令和三年政令第二百二十九号）の規定を実施するため、年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う経過措置に関する省令を次のように定める。

令和六年八月二十一日

厚生労働大臣 武見 敬三

年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う経過措置に関する省令

年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律附則第十一条に掲げる規定の施行の日（以下「第十一号施行日」という。）前において支給事由の生じた厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第二条の五第一項第一号に規定する第一号厚生年金被保険者期間に基づく障害者・長期加入者の老齢厚生年金（年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（以下「経過措置政令」という。）第五十五条第一項に規定する障害者・長期加入者の老齢厚生年金をいう。）の受給権者（経過措置政令第六十六条第一項に規定する継続短時間労働被保険者（以下単に「継続短時間労働被保険者」という。）に限る。）又は第十一号施行日前において支給事由の生じた同法附則第十三条の四第三項の規定による老齢厚生年金（厚生労働大臣が支給するものに限る。以下同じ。）の受給権者（継続短時間労働被保険者であつて、同法附則第十三条の五第一項に規定する繰上げ調整額が加算された老齢厚生年金（同法附則第八条の二第三項に規定する者であることにより当該繰上げ調整額が加算されているものを除く。）の受給権者であるものに限る。）は、この省令の施行の日以後速やかに、次に掲げる事項を記載した届書に、経過措置政令第六十六

条第一項第一号に規定する者に該当することを証する書類を添えて、これを日本年金機構に提出しなければならない。

一 受給権者の氏名、生年月日及び住所

二 受給権者の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第五項に規定

する個人番号又は国民年金法（昭和三十四年法律第四十一号）第十四条に規定する基礎年金番号

三 老齢厚生年金の年金証書の年金コード（年金の種別及びその区分を表す記号番号をいう。）

附則

この省令は、令和六年十月一日から施行する。